

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 規 則 ——

- 議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正 (人事課) 2
- 亀岡市財務規則の一部改正 (保育課) 3
- 亀岡市移住・定住促進施設設置条例の施行期日を定める規則 (ふるさと創生課) 3
- 亀岡市移住・定住促進施設設置条例施行規則 (ふるさと創生課) 4
- 亀岡市財務規則の一部改正 (ふるさと創生課) 11
- 出納員及びその他の会計職員設置規則の一部を改正する規則の一部改正 (ふるさと創生課) 12

—— 告 示 ——

- 幼稚園保育料及び保育所(園)保育料の収納事務の委託 (保育課) 13
- 国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 13
- 公示送達 (税務課) 14
- 公示送達 (保険医療課) 14
- 地縁団体の認可 (自治防災課) 16
- 放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 16
- 公示送達 (税務課) 18

—— 訓 令 ——

- 亀岡市職員の懲戒処分等に関する指針の一部改正 (人事課) 19

—— 公 告 ——

- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 20
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 24
- 亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変更による計画書の縦覧 (農林振興課) 28
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 29
- 捕獲犬の抑留 (環境政策課) 32
- 亀岡市大井町南部土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出 (都市計画課) 33
- 亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変更による計画書の縦覧 (農林振興課) 33
- 一般競争入札(条件付き)の執行 (契約検査課) 34
- 農用地利用集積計画の縦覧 (農林振興課) 38

—— 任免及び辞令 ——

教育委員会欄

—— 教育長訓令 ——

- 亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する府費負担教職員の安全衛生管理規程の一部改正 39

選挙管理委員会欄

—— 告 示 ——

- 亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数 40
- 亀岡市議会の解散請求並びに市長等の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数 40
- 合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数 41

—— 公 告 ——

- 亀岡市議会議員一般選挙に係る立候補予定者説明会の開催 41

上下水道部欄

—— 告 示 ——

- 亀岡市下水道排水設備指定工事業者廃止の告示 42
- 亀岡市下水道排水設備指定工事業者廃止の告示 42
- 亀岡市下水道排水設備指定工事業者廃止の告示 42
- 亀岡市下水道排水設備指定工事業者廃止の告示 43
- 亀岡市下水道排水設備指定工事業者廃止の告示 43
- 亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示 43

—— 公 告 ——

- 公募型プロポーザル方式による優先交渉権者の選定 45

規 則

議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月3日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第36号

議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年亀岡市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「死傷者」を「死傷病」に改め、同条に後段として次のように加える。

負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族（以下「被災職員等」という。）からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。

第4条中「前条の報告」を「前条の規定による報告」に改め、同条に次の1項を加える。

2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないと認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。

- (1) 実施機関の長の職氏名
- (2) 被災職員の氏名
- (3) 傷病名

- (4) 災害発生日
- (5) 公務上の災害又は通勤による災害でないと認定した理由

第26条を第27条とし、第25条を第26条とし、第24条の2の次に次の1条を加える。

(審査の申立ての教示)

第25条 実施機関は、条例又は本規則に基づく補償に関する通知をするときは、第22条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月3日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第37号

亀岡市財務規則の一部を改正する規則

亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第13号中「並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条」を「、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第114条並

びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第5項」に改める。

第48条の2第1項中「及び高齢者の医療の確保に関する法律第114条」を「、高齢者の医療の確保に関する法律第114条及び子ども・子育て支援法附則第6条第5項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

亀岡市移住・定住促進施設設置条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成30年9月3日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第38号

亀岡市移住・定住促進施設設置条例の施行期日を定める規則

亀岡市移住・定住促進施設設置条例（平成30年亀岡市条例第4号）の附則第1項に規定する規則で定める日は、平成30年10月1日とする。

「揭示済」

亀岡市移住・定住促進施設設置条例施行規則
をここに公布する。

平成30年9月3日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第39号

亀岡市移住・定住促進施設設置条
例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀岡市移住・定住促進施設設置条例（平成30年亀岡市条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第6条第1項の規定により「離れ」にのうみ（以下「にのうみ」という。）及びその附帯施設の使用の許可を受けようとする者は、亀岡市移住・定住促進施設使用許可申請書（別記第1号様式。以下「使用許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の使用許可申請書の提出期間は、次の各号に掲げる使用種別に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 宿泊、移住体験使用 使用しようとする日（以下「使用日」という。）前1年から当日まで

(2) 日中使用 使用日前1月から3日まで
(使用の許可)

第3条 市長は、条例第6条第1項に規定するにのうみ及びその附帯施設の使用の許可（以下「使用許可」という。）をしたときは、使用料の納付のあった後、亀岡市移住・定住促

進施設使用許可書（別記第2号様式。以下「許可書」という。）を前条第1項に規定する申請をした者に対し交付する。

2 前項の規定により許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、市長から許可書の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(使用期間)

第4条 にのうみは、次の各号に掲げる使用種別に応じ、当該各号に掲げる期間を超えて使用することができない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 宿泊使用 7日間

(2) 移住体験使用 30日間

(3) 日中使用 7日間。ただし、前号に規定する使用種別と併用して使用するとき、その期間の範囲内とする。

(使用許可の順位)

第5条 使用許可の順位は、使用許可申請書を受理した順序による。ただし、市長が公益上特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用許可条件)

第6条 日中使用については、次の各号に掲げる事項を行うことができない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 寝室の使用

(2) 浴室の使用

(3) 酒類を伴う飲食

(使用時間の計算及び延長)

第7条 使用時間は、本来の使用目的に要する時間のほか、その準備及び後始末に要する時間を含めたものとする。

2 使用者は、許可なく使用時間を延長することはできない。

3 使用者は、使用時間の延長について許可を受けたときは、当該延長に係る規定の使用料を直ちに納付しなければならない。

(使用内容の変更)

第8条 使用者は、条例第6条第1項の規定により当該使用許可の内容を変更しようとするときは、亀岡市移住・定住促進施設使用許可内容変更承認申請書（別記第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その承認をするか否かを決定し、当該申請をした者に対し、亀岡市移住・定住促進施設使用許可内容変更承認可否通知書（別記第4号様式）を交付するものとする。

（申出による使用許可の取消し）

第9条 使用者は、自らの都合により使用許可の取消しを受けようとするときは、亀岡市移住・定住促進施設使用許可取消届・使用料還付申請書（別記第5号様式。以下「取消届・還付申請書」という。）に第3条第1項の規定により交付された許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請について承認するときは、当該申請をした者に対し、亀岡市移住・定住促進施設使用許可取消承認通知書（別記第6号様式）を交付するものとする。

（使用料及び目的外使用料の減免）

第10条 条例第13条第2項及び第17条の規定により使用料及び目的外使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次のとおりとする。ただし、入場料その他これに類するものを徴収するときは、使用料及び目的外使用料を減額又は免除しない。

(1) 使用料の減免

ア 災害その他の特別の理由により公益のために使用する場合で、市長が特に必要があると認めるとき。 免除

イ 市長が特に必要があると認めるとき。

5割以内

(2) 目的外使用料の減免

ア 災害その他の特別の理由により公益のために使用する場合で、市長が特に必要があると認めるとき。 免除

イ 市長が特に必要があると認めるとき。

5割以内

2 前項の規定により、使用料及び目的外使用料の減額又は免除を受けようとするときは、亀岡市移住・定住促進施設使用料減免申請書（別記第7号様式）を使用許可申請書に添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その承認をするか否かを決定し、当該申請をした者に対し、亀岡市移住・定住促進施設使用料減免承認通知書（別記第8号様式）を交付するものとする。

（使用料の還付）

第11条 条例第14条ただし書の規定により使用料を還付する場合及びその額は、次のとおりとする。

(1) 災害その他不可抗力により使用できない場合 全額

(2) 公用又は管理上の都合により使用許可を取り消した場合 全額

(3) 使用許可の取消しの届出を次の区分ごとに定める日までにした場合は、次に定める額

ア 使用日前8日 全額

イ 使用日前4日 9割

ウ 使用日前3日 7割5分

エ 使用日前2日 5割

オ 使用日前日 2割5分

2 前項の規定により使用料の還付を受けようとするときは、取消届・還付申請書に許可書を添えて市長に提出しなければならない。

（使用等の打合せ）

第12条 使用者は、このうみを使用する場合は、使用方法その他必要な事項について、市長と事前に打合せをしなければならない。

(使用者の守るべき事項)

第13条 使用者は、条例の定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 使用人員が使用するにのうみの施設の定員を超えないこと。ただし、市長が特に認めたものは、この限りでない。
- (2) 所定の場所以外で飲食し、又は火気（喫煙を含む。）を使用しないこと。
- (3) にのうみの施設内を不潔にしないこと。
- (4) 騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (5) 許可なく物品等を展示及び販売しないこと。
- (6) 許可なく印刷物の掲示及び配布をしないこと。
- (7) 許可を受けた以外の場所及び器具を使用しないこと。
- (8) にのうみの施設及び附帯設備について準備、後始末、原状回復等を行う場合は、市長の指示に従うこと。
- (9) その他市長の指示に従うこと。

(にのうみの施設の破損等の届出)

第14条 使用者は、にのうみの施設又は附帯設備を破損し、又は滅失したときは、直ちに市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(使用終了の届出)

第15条 使用者は、にのうみの使用を終わったときは、直ちに市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

(指定管理者による管理)

第16条 にのうみの管理を指定管理者に行わせる場合におけるこの規則の規定の適用については、第2条、第3条、第6条、第8条、第9条及び第11条から第15条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条、第7条、第10条、第11条及び別記

第5号様式から別記第8号様式までの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第4条、第5条、第10条第1項第1号イ及び第17条中「市長が」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得て」とする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、にのうみの管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

別記第1号様式 (第2条関係)

亀岡市移住・定住促進施設使用許可申請書 (宛先)		年 月 日 申請者 住所 氏名 (電話)
次のとおり使用許可の申請をします。		
使用する日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
使用する施設	応挙 ・ 梅岩 ・ 了以	
使用種別	宿泊使用 ・ 移住体験使用 ・ 日中使用	
使用予定人員	人 (うち未就学児)	
使用責任者住所・氏名	(電話)	
備考		

別記第2号様式 (第3条関係)

亀岡市移住・定住促進施設使用許可書 様		許可番号 年 月 日 号 日
次のとおり使用を許可します。		
使用する日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
使用する施設	応挙 ・ 梅岩 ・ 了以	
使用種別	宿泊使用 ・ 移住体験使用 ・ 日中使用	
使用予定人員	人 (うち未就学児)	
使用責任者住所・氏名	(電話)	
使用許可条件	(使用上の注意事項を厳守してください。)	
備考		

第4号様式 (第8条関係)

亀岡市移住・定住促進施設使用許可内容変更承認可否通知書 許可番号 第 年 月 日 号 様 園	
次のとおり使用許可内容の変更を承認します。(しません。)	
許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
使用する施設	応拳・梅岩・了以
変更内容	
承認可否理由	

第3号様式 (第8条関係)

亀岡市移住・定住促進施設使用許可内容変更承認申請書 年 月 日 (宛先)	
申請者 住所 氏名 (電話)	
次のとおり使用許可内容の変更を申請します。	
許可年月日	年 月 日
許可番号	第 号
使用する施設	応拳・梅岩・了以
変更内容	
変更理由	

第6号様式 (第9条関係)

亀岡市移住・定住促進施設使用許可取消承認通知書 様 年 月 日 回	
次のとおり使用許可の取消しを承認します。	
使用する日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
許可番号	第 号
取消の施設	応拳 ・ 梅岩 ・ 了以
取消の日時	
取消の理由	
使用料 還付金額	

第5号様式 (第9条関係)

亀岡市移住・定住促進施設使用許可取消届・使用料還付申請書 (宛先) 申請者 住所 氏名 (電話) 年 月 日		
使用許可を取り消したいので許可書を添えて届け出ます。		
使用する日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	
許可番号	第 号	
取消の施設	応拳 ・ 梅岩 ・ 了以	
取消の日時		
取消の理由		
次のとおり使用料の還付を申請します。 還付申請金額 金 円也 (ただし、上記使用料既納付分として)		
還 付 金 先 振 込	金融機関名	銀行・金庫・農協 本店・支店
	預金の種類	普通 ・ 当座
	口座番号 (フリガナ) 口座名義	

第8号様式（第10条関係）

亀岡市移住・定住促進施設使用料減免承認通知書 年 月 日 様 園	
次のとおり使用料の減免を承認します。(しません。)	
使用する日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
許可番号	第 号
減 免 事 由	
減 免 額	

第7号様式（第10条関係）

亀岡市移住・定住促進施設使用料減免申請書 年 月 日 (宛先)	
申請者 住所 氏名 (電話)	
次のとおり使用料の減免を受けたいので申請します。	
事 由	
備 考	

「揭示済」

亀岡市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月18日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第40号

亀岡市財務規則の一部を改正する規則

亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第76条の次に次の1条を加える。

（繰替払のできる経費）

第76条の2 施行令第164条第5号に規定する規則で定める経費は、指定代理納付者に歳入を納付させる場合の事務取扱手数料とし、同号に規定する規則で定める収入金は、当該指定代理納付者が納付する収入金とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

出納員及びその他の会計職員設置規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月18日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第41号

出納員及びその他の会計職員設置規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

出納員及びその他の会計職員設置規則の一部を改正する規則（平成30年亀岡市規則第32号）の一部を次のように改正する。

「別表中」の次に「41の項を42の項とし、37の項から40の項までを1項ずつ繰り下げ、同表中」を加え、「改める」を「改め、同項を37の項とする。

別表中35の項を36の項とし、2の項から34の項までを1項ずつ繰り下げ、1の項の次に次の1項を加える。

2 移住・定住促進施設使用料の収納	ふるさと創生課長	ふるさと創生課担当職員	
-------------------	----------	-------------	--

」

に改める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

「揭示済」

告示

亀岡市告示第201号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第6条第5項の規定により、幼稚園保育料及び保育所（園）保育料の収納事務を委託したので、次のとおり告示する。

平成30年9月3日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 委託の相手方
東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号
地銀ネットワークサービス株式会社
代表取締役社長 古城 幸雄
- 2 委託した収納事務
幼稚園保育料及び保育所（園）保育料に係るコンビニエンスストア収納事務
- 3 委託を必要とする理由
市民サービスの向上と収納事務の効率化等を図ることから、コンビニエンスストア収納の事務を私人に委託する。
- 4 委託期間
平成30年9月3日から
平成32年3月31日まで

「揭示済」

亀岡市告示第202号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成30年9月6日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀1904-52033

- 1 当該者生年月日
昭和24年6月5日
- 2 保 険 者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 3 交付した日
平成30年4月1日
- 4 無効になる日
平成30年9月5日

「揭示済」

亀岡市告示第203号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成30年9月6日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住 所	氏名又は名称
1	督促状 平成30年度 第2期 固定資産税・都市計画税	省略	省略
2	督促状 平成30年度 第2期 固定資産税・都市計画税	省略	省略
3	督促状 平成30年度 第2期 固定資産税・都市計画税	省略	省略
4	督促状 平成30年度 第2期 固定資産税・都市計画税	省略	省略
5	督促状 平成30年度 全期 軽自動車税	省略	省略
6	督促状 平成30年度 全期 軽自動車税	省略	省略
7	督促状 平成30年度 全期 軽自動車税	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第204号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成30年9月7日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	更正通知書	平成30年度	国民健康保険料	省略	省略
2	督促状	H30.1期	国民健康保険料	省略	省略
3	督促状	H30.1期	国民健康保険料	省略	省略
4	督促状	H30.1期	国民健康保険料	省略	省略
5	督促状	H30.1期	国民健康保険料	省略	省略
6	督促状	H30.1期	国民健康保険料	省略	省略
7	督促状	H30.1期	国民健康保険料	省略	省略
8	督促状	H30.1期	国民健康保険料	省略	省略
9	督促状	H30.1期	国民健康保険料	省略	省略
10	督促状	H30.1期	国民健康保険料	省略	省略
11	督促状	H30.1期	国民健康保険料	省略	省略
12	督促状	H30.2期	国民健康保険料	省略	省略
13	督促状	H30.2期	国民健康保険料	省略	省略
14	督促状	H30.2期	国民健康保険料	省略	省略
15	督促状	H30.2期	国民健康保険料	省略	省略
16	督促状	H30.2期	国民健康保険料	省略	省略
17	督促状	H30.2期	国民健康保険料	省略	省略
18	督促状	H30.2期	国民健康保険料	省略	省略
19	督促状	H30.2期	国民健康保険料	省略	省略
20	督促状	H30.2期	国民健康保険料	省略	省略
21	督促状	H30.2期	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第205号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年9月20日

亀岡市長 桂川孝裕

認可を行った地縁による団体

1 名称 北町自治会

2 規約に定める目的

以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、会員相互の扶助と融和、親睦を図り、環境保全及び防災意識を高めるとともに、福祉の増進と地域住民の生活向上に寄与することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設等の維持管理
- (4) 防災対策、福祉活動
- (5) 保有資産の維持管理
- (6) その他目的達成に必要な事業

3 区域

亀岡市北町1番地から61番地33、亀岡市追分町藪ノ下1番地から6番地、8番地8、10番地1から10番地4、亀岡市西町57番地から79番地1、79番地5、81番地

1から81番地5、亀岡市荒塚町鍛冶ケ嶋15番地から19番地4まで（ただし、15番地2、15番地5を除く。）、亀岡市荒塚町良1番地から2番地6（ただし、1番地1、1番地13、2番地1を除く。）を区域とする。

4 主たる事務所

亀岡市西町62番地2

5 代表者の氏名及び住所

氏名 八木 辰夫

住所 省略

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

無

7 代理人の有無

無

8 規約に定める解散の事由

地方自治法第260条の20の規定により解散する。

9 認可年月日 平成30年9月20日

「揭示済」

亀岡市告示第206号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成30年9月21日

亀岡市長 桂川孝裕

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9

条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。

2 撤去した区域

J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域

J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成30年9月19日（水）

午後1時～午後3時

4 撤去し、保管した台数 2台

5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。

② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。

③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令等の規定により処分する。

※ 連絡先 まちづくり推進部 土木管理課
電話 0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第207号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成30年9月21日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類

平成30年度市民税・府民税納税通知書

2 送達を受けるべき者

	住 所	氏 名
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

訓令

亀岡市訓令第14号

庁中一般

亀岡市職員の懲戒処分等に関する指針の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年9月13日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市職員の懲戒処分等に関する指針の一部を改正する訓令

亀岡市職員の懲戒処分等に関する指針（平成16年亀岡市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4の第1項中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 公文書の不適正な取扱い

ア 公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した職員は、免職又は停職とする。

イ 決裁文書を改ざんした職員は、免職又は停職とする。

ウ 公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、停職、減給又は戒告とする。

附 則

この訓令は、平成30年9月13日から施行する。

公 告

亀岡市公告第54号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成30年9月3日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | | | |
|--------------|--|----------|----|
| (1) 工事番号 | 30道改第2号 | | |
| (2) 工事名 | 市道北古世西川線道路新設改良工事（第1工区 その11） | | |
| (3) 工事場所 | 亀岡市篠町柏原地内 | | |
| (4) 工事種別 | 土木一式工事 | | |
| (5) 工事概要 | 工事延長 L=193.9m W=11.0m | | |
| | 土工 | | 1式 |
| | 舗装工 | | |
| | 排水性アスファルト舗装 | A=695.7㎡ | |
| | インターロッキング舗装 | A=247.2㎡ | |
| | インターロッキング舗装撤去・再設置 | A=148.1㎡ | |
| | 橋面工 | | 1式 |
| | 縁石工 | | 1式 |
| | 排水構造物工 | | |
| | 側溝工 | | 1式 |
| | 構造物撤去工 | | 1式 |
| | 区画線工 | | 1式 |
| (6) 予定価格（税込） | 32,286,600円 | | |
| | 【入札書比較価格（税抜） 29,895,000円】 | | |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から平成31年3月10日まで | | |
| (8) 部分払 | 無 | | |
| (9) 前金払 | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要） | | |
| (10) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が | | |

請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。

(11) 最低制限価格 採用

(12) 入札保証金 免除

(13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(14) 支給材料及び貸与品 無

(15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

(1) 平成30年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

(2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

(3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成30年4月1日以降に発注された土木一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

(2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、

営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成30年9月3日（月） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成30年9月3日（月） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成30年9月11日（火） 午前9時から午後5時まで 平成30年9月12日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成30年9月13日（木） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成30年9月10日（月） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成30年9月14日（金） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成30年9月18日（火） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成30年9月20日（木） 午前9時から午後5時まで 平成30年9月21日（金） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり

開札日時	平成30年9月25日（火） 午前10時00分	電子入札システムによる
------	---------------------------	-------------

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第55号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成30年9月4日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | |
|---------------|--|
| (1) 工事番号 | 30桂工第1号 |
| (2) 工事名 | (仮称) 保津川水辺公園整備工事 (その7) |
| (3) 工事場所 | 亀岡市保津町地内 |
| (4) 工事種別 | 土木一式工事 |
| (5) 工事概要 | 工事延長 L=320.0m |
| | 敷地造成工 1式 |
| | 作業土工 1式 |
| | 雨水排水設備工 |
| | 側溝工 1式 |
| | 管渠工 1式 |
| | 集水柵・マンホール工 N=8箇所 |
| | 園路広場整備工 |
| | 舗装工 A=4,673.4㎡ |
| | 園路縁石工 1式 |
| | 管理施設整備工 |
| | 車止め N=10基 |
| | 自然育成施設工 |
| | 水田工 1式 |
| (6) 予定価格 (税込) | 57,630,960円 |
| | 【入札書比較価格 (税抜) 53,362,000円】 |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から平成31年3月10日まで |
| (8) 部分払 | 無 |
| (9) 前金払 | 有 (当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要) |
| (10) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上 (変更工期を含む。) で前金払
をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表に
より工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事
に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が
請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定さ |

れた場合に限り、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。

- (11) 最低制限価格 採用
- (12) 入札保証金 免除
- (13) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 平成30年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木一式工事」の「A1等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（土木一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成30年4月1日以降に発注された土木一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の土木一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成30年9月4日（火） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成30年9月4日（火） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成30年9月12日（水） 午前9時から午後5時まで 平成30年9月13日（木） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成30年9月14日（金） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成30年9月11日（火） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成30年9月18日（火） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成30年9月20日（木） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成30年9月25日（火） 午前9時から午後5時まで 平成30年9月26日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり

開札日時	平成30年9月27日（木） 午前10時00分	電子入札システムによる
------	---------------------------	-------------

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第56号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

平成30年9月5日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

平成30年9月5日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第57号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成30年9月6日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | |
|--------------|---|
| (1) 工事番号 | 水配替第5号 |
| (2) 工事名 | 水道老朽管耐震化工事（12工区） |
| (3) 工事場所 | 亀岡市曾我部町・禰田野町地内 |
| (4) 工事種別 | 水道施設工事 |
| (5) 工事概要 | 配水管 DSGX φ150 L=426.3m
DSGX φ100 L=349.1m
DSGX φ75 L=398.1m
HPPE φ50 L=87.3m
給水管 58戸
仮設管 1式 |
| (6) 予定価格（税込） | 93,106,800円
【入札書比較価格（税抜） 86,210,000円】 |
| (7) 工期 | 契約日の翌日から平成31年3月10日 |
| (8) 部分払 | 無 |
| (9) 前金払 | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要） |
| (10) 中間前金払 | 請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む。）で前金払をしている工事については、工期の2分の1が経過していること・工程表により工期の2分の1が経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること・当該工事に係る既済作業に要する経費が請負代金の2分の1以上に相当することのいずれの要件にも該当し、認定された場合に限り、中間前金払（請負金額の20%以内 保証事業会社の保証が必要）が請求できる。 |
| (11) 最低制限価格 | 採用 |
| (12) 入札保証金 | 免除 |
| (13) 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社 |

をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。ただし、亀岡市上下水道事業契約規程(平成9年亀岡市公営企業管理規程第8号)第2条第1項において準用する亀岡市財務規則(昭和40年亀岡市規則第1号)第123条第1項第6号に該当する場合は不要とする。

- (14) 支給材料及び貸与品 無
- (15) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 平成30年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「水道施設工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位3位以上の亀岡市内に本社(本店)を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 「亀岡市水道施設等の事故に関する協定」を締結していること。
- (3) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 手持ち工事(水道施設工事)が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
(※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成30年4月1日以降に発注された水道施設工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の水道施設工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (6) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書 (別紙様式1)
- (2) 配置予定技術者調書 (別紙様式2)

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者(入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円(建築一式は6,000万円)未満の場合は主任技術者)は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

(3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成30年9月6日（木） 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成30年9月6日（木） 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成30年9月13日（木） 午前9時から午後5時まで 平成30年9月14日（金） 午前9時から午後4時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成30年9月18日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成30年9月12日（水） 午後5時まで 設計図書に関する質問 平成30年9月19日（水） 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成30年9月21日（金） 午後5時まで	共通事項5のとおり
入札期間	平成30年9月25日（火） 午前9時から午後5時まで 平成30年9月26日（水） 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成30年9月27日（木） 午前11時	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

(4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第58号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留について通知を受けたので、同条第8項の規定により公告する。

平成30年9月6日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 捕獲日時 平成30年9月4日
午後5時45分
- 2 捕獲場所 亀岡市曾我部町穴太宮垣内
- 3 種類 雑種
- 4 毛色 茶
- 5 性別 雄
- 6 体格 中
- 7 犬の鑑札 なし
- 8 注射済票 なし
- 9 その他 首輪なし

(注意) 公告期間満了の日の翌日（平成30年9月8日）までに引取りのないときは処分される。

(連絡先) 京都府南丹保健所環境衛生室
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

亀岡市公告第59号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、亀岡市大井町南部土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成30年9月12日

亀岡市長 桂川孝裕

役職	氏名	住所
理事長	田中 幸雄	省略
副理事長	小仲 福男	省略
副理事長	田中 英美	省略
副理事長	田中 泰弘	省略
理事	大釜 信弘	省略
理事	大釜 友三	省略
理事	谷口 源太郎	省略
理事	玉記 葐雄	省略
理事	西村 将雄	省略

「揭示済」

亀岡市公告第60号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

平成30年9月14日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 縦覧期間
平成30年9月14日以後、常時備え置くこととする。
- 2 縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第61号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成30年9月27日

亀岡市長 桂川孝裕

1 工事の概要等

- | | |
|------------|--|
| (1) 工事番号 | 30建第1号 |
| (2) 工事名 | 市営町畑住宅改修工事（その2） |
| (3) 工事場所 | 亀岡市葎田野町天川地内 |
| (4) 工事種別 | 建築一式工事 |
| (5) 工事概要 | ・市営町畑住宅改修工事
①施設概要
構造・規模：A棟・B棟共通 RC造 3階建て
②工事概要
1) A棟改修工事（A棟は1棟9戸全て改修）
外壁改修（塗装替）、洗面・浴室改修、防鳥ネット改修
一部屋根改修
2) B棟改修工事（B棟12戸の内、9戸を改修）
外壁改修（塗装替）、洗面・浴室改修、防鳥ネット改修
一部屋根改修
3) ガス供給設備改修
B棟プロパン庫設置（既製品 1箇所）
屋外供給配管全面改修（プロパン庫から各住戸PS縦管まで）
4) その他付帯工事 |
| (6) 工期 | 契約日の翌日から平成31年3月10日まで |
| (7) 部分払 | 無 |
| (8) 前金払 | 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要） |
| (9) 最低制限価格 | 採用 |
| (10) 入札保証金 | 免除 |
| (11) 契約保証金 | 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納入しなければならない。この場合において、銀行その他契約当事者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工 |

事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

- (12) 支給材料及び貸与品 無
- (13) 契約書の要否 要

2 入札参加資格要件

- (1) 平成30年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「建築一式工事」の「A等級」に認定された者のうち、希望順位1位で、亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。
- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (3) 手持ち工事（建築一式工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。
（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成30年4月1日以降に発注された建築一式工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものや亀岡市長以外と契約予定で落札したものは手持ち工事に含まない。また、公告日から開札日までの間に、他の建築一式工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国又は地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

なお、平成26年3月1日以降、主任技術者に限り、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、これらの工事について兼任することができる。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 配置予定技術者が持っている資格・免許等を証する書面等の写し

※ 配置予定技術者調書（別紙様式2）に記載した資格・免許等に関するものを添付すること。

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等		手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成30年9月27日（木） 午後1時から		共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成30年9月27日（木） 午後1時から		共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成30年10月4日（木） 午前9時から午後5時まで 平成30年10月5日（金） 午前9時から午後4時まで		共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成30年10月9日（火） 午後5時までに電子入札システムにより通知		
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成30年10月3日（水）午後5時まで 設計図書に関する質問 平成30年10月10日（水）午後3時まで		共通事項5-1のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成30年10月11日（木） 午後5時まで		共通事項5-1のとおり
入札期間	平成30年10月15日（月） 午前9時から午後5時まで 平成30年10月16日（火） 午前9時から午後4時まで		共通事項6のとおり
予定価格の公表	予定価格の公表：平成30年10月16日（火） 午後4時以降		入札情報公開システムによる
予定価格に関する質問の受付	予定価格の公表をしたときから 平成30年10月18日（木）正午まで		共通事項5-2のとおり
予定価格に関する質問への回答	平成30年10月19日（金）まで		共通事項5-2のとおり
	【予定価格に関する質問がないとき】	【予定価格に関する質問があるとき】	
開札日時	平成30年10月19日 （金）午前10時	平成30年10月22日 （月）午前10時	電子入札システムによる
再度入札を行う場合の入札期間	平成30年10月22日 （月）午前9時から午後3時まで	平成30年10月23日 （火）午前9時から午後3時まで	共通事項6のとおり

再度入札の開札日時	平成30年10月22日 (月) 午後3時以降	平成30年10月23日 (火) 午後3時以降	電子入札システムによる
-----------	---------------------------	---------------------------	-------------

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、開札までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

- (1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。
- (2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。
- (4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市 企画管理部 契約検査課 (電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第62号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

平成30年9月27日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

平成30年9月27日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

任免及び辞令

川 勝 啓 史
上 林 研 二
木 藤 伸一朗
小 林 正 子
櫻 井 俊 則
石 野 善 司
木 曾 利 廣
並 河 愛 子
西 口 純 生
藤 本 弘
江 口 昌 道
川 瀬 浩 史
酒 井 省 五
豊 福 淳 之
中 島 勇
北 山 尚 美
田 中 英 夫
中 村 俊 孝
中 村 正 孝
廣 瀬 千鶴子

(各 通)

亀岡市都市計画審議会委員に委嘱します
任期は平成32年9月4日までとします

平成30年9月5日

岡 崎 祐 司
三 宅 基 子
青 木 好 子
山 本 眞之介
松 井 やす子
山 木 茂
酒 井 忠 繁
八 木 辰 夫
森 良 之
戸 田 百合恵
竹 岡 恵 子

(各 通)

(各 通)

西 田 智 則
矢 野 隆 弘
西 村 隆 美
山 本 明

亀岡市地域福祉計画策定委員会委員に委嘱しま
す

任期は平成31年3月31日までとします

平成30年9月28日

教育委員会欄

教育長訓令

亀岡市教育委員会教育長訓令第4号

庁中一般

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校
に勤務する府費負担教職員の安全衛生管理規程
の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年9月25日

亀岡市教育委員会
教育長 田中太郎

亀岡市立の小学校、中学校及び義
務教育学校に勤務する府費負担教
職員の安全衛生管理規程の一部を
改正する訓令

亀岡市立の小学校、中学校及び義務教育学校
に勤務する府費負担教職員の安全衛生管理規程
(平成26年亀岡市教育委員会教育長訓令第4
号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「1年」を「委嘱された日か
ら翌年の3月31日まで」に改め、同条中第2
項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加え
る。

2 委員は、後任者が委嘱されるまでの間は、
その職務を行うことができる。

附 則

この訓令は、平成30年9月25日から施行

する。

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第30号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成30年9月3日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

1,491人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第31号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成30年9月3日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

24,842人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第32号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成30年9月3日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

12,421人

「揭示済」

公 告

亀岡市選挙管理委員会公告第1号

平成31年1月27日執行予定の亀岡市議会議員一般選挙に係る立候補予定者説明会を次のとおり開催する。

平成30年9月3日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野宗忠

記

- 1 日 時 平成30年12月15日(土)
午前9時30分から
- 2 場 所 亀岡市役所1階 市民ホール
- 3 対象者 亀岡市議会議員一般選挙の立候補予定者又はその代理人

「揭示済」

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第17号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者廃止の告示

平成30年9月11日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定工事業者指定辞退届が提出されたので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止処理日

平成30年7月31日

2 廃止業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
175	中川設備	代表 中川 友治	亀岡市曾我部町南条北向田7番地48

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第18号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者廃止の告示

平成30年9月11日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定工事業者指定辞退届が提出されたので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止処理日

平成30年7月23日

2 廃止業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
246	大西建設株式会社	代表取締役 大西 實好	亀岡市蔭田野町柿花畑ケ中11番地

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第19号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者廃止の告示

平成30年9月26日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定工事業者指定辞退届が提出されたので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止処理日

平成30年8月8日

2 廃止業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
248	亀岡市上下水道管工事業協同組合	代表理事 並川 義樹	亀岡市荒塚町1丁目13番10号

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第20号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者廃止の告示

平成30年9月26日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者に係る指定工事業者の指定の有効期間満了に際し、継続して指定しないため、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第4号の規定により告示する。

記

1 指定廃止処理日

平成30年9月1日

2 指定廃止業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
239	中川頼建設株式会社	代表取締役 中川 康男	南丹市八木町屋賀永寿29番地

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第21号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者廃止の告示

平成30年9月26日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定工事業者指定辞退届が提出されたので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第2号の規定により告示する。

記

1 廃止処理日

平成30年8月29日

2 廃止業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
279	松本工業有限会社	代表取締役 松本 和彦	京都府相楽郡精華町桜が丘4丁目10番地6

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第22号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示

平成30年9月26日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事

業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定日

平成30年9月26日

2 指定業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
297	マツモト工業株式会社	代表取締役 松本 真弥	京都府相楽郡精華町桜が丘四丁目10-6

「揭示済」

公 告

亀岡市上下水道部公告第3号

亀岡市年谷浄化センター消化ガス発電事業について、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者の選定を行うので、次のとおり公告する。

平成30年9月20日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 事業名 亀岡市年谷浄化センター消化ガス発電事業
- 2 事業内容 別紙「亀岡市年谷浄化センター消化ガス発電事業募集要項」のとおり
- 3 実施スケジュール

項番	項 目	日 付
1	募集要項等の公表	平成30年9月20日（木）
2	応募資格要件に関する質問受付期限	平成30年9月27日（木）
3	応募資格要件に関する質問回答の公表	平成30年10月4日（木）
4	応募資格確認申請書の提出期限	平成30年10月11日（木）
5	応募資格審査結果の通知及び関連資料の配布	平成30年10月18日（木）
6	応募資格審査結果に対する理由の説明請求期限	平成30年10月25日（木）
7	応募資格審査結果に対する理由の説明回答期限	平成30年11月2日（金）
8	現地確認	平成30年10月22日（月） 10月23日（火）
9	募集要項等（応募資格要件以外）に関する質問受付期限	平成30年10月30日（火）
10	募集要項等に関する質問回答の公表	平成30年11月20日（火）
11	企画提案書の提出期限	平成30年11月30日（金）
12	企画提案書の受理及びプレゼンテーションの日時の通知（又は企画提案書が無効である旨の通知）	平成30年12月上旬
13	企画提案書の応募無効理由の説明請求期限	通知日の翌日から5日（休日除く。）以内

14	企画提案書の応募無効理由の説明回答期限	請求日の翌日から10日（同上）以内
15	プレゼンテーション	平成30年12月中旬
16	優先交渉権者の選定及び公表	平成30年12月下旬
17	優先交渉権者とならなかった場合の理由の説明請求期限	通知日の翌日から5日（休日除く。）以内
18	優先交渉権者とならなかった場合の理由の説明回答期限	請求日の翌日から10日（同上）以内
19	基本協定の締結	平成31年1月上旬
20	事業契約締結	平成30年度内

4 その他

詳細は、下記書類参照

亀岡市年谷浄化センター消化ガス発電事業条件規定書

亀岡市年谷浄化センター消化ガス発電事業優先交渉権者選定基準

亀岡市年谷浄化センター消化ガス発電事業公募型プロポーザル方式関連様式集

「揭示済」